兵庫県における担い手確保の取組について

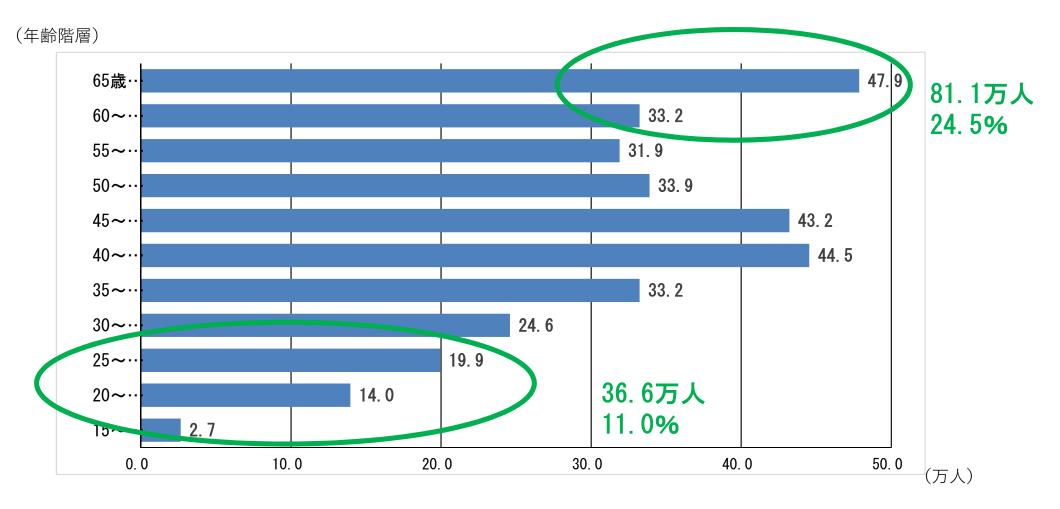
兵庫県 土木部 技術企画課



年齢階層別の建設技能者数

近畿地方整備局 資料より

〇60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる 〇これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題



出所:総務省「労働力調査」(H29年平均)を元に国土交通省にて推計

建設業の現状と課題 《建設業の働き方改革の推進 (国)》

建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表資料から抜粋)

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休2日制の導入を後押しする

- ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅 に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・週休2日制を実施している現場等(モデルとなる優良な 現場)を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進 する

- ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設 定支援システムについて地方公共団体等への周知を進め る

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇(給与)と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇(給与)を実現する

- ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発 注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切 な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者(約330万人)の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇(給与)が実現するよう、 建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を 関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・ スタンダードにする

- ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設 企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を 認めない仕組みを構築する
- ※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も 含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで 給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システム のあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性 の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する (i-Construction大賞の対象拡大)
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につ なげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の 導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の 現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合 理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期 の平準化をさらに進める
- ○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

建設業の担い手確保に向けて

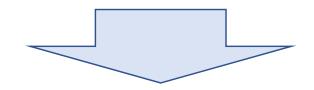


- <兵庫県における取組み>
 - (1)長時間労働の是正
 - 1 適正な工期設定
 - 2 週休2日制度
 - (2)給与・社会保険
 - 3 社会保険等加入対策
 - 4 適切な設計変更
 - (3) 生産性の向上
 - 5 施工時期の平準化
 - 6 余裕期間制度
 - 7 I C T 活用工事

1 適正な工期設定について①



平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 『建設工事における適切な工期設定等のための ガイドライン』(H30.7改正)を策定



【発注者の役割】 発注者は、<u>適正な工期での請負契約を締結</u> する役割を担う

1 適正な工期設定について②



- ■工期設定の見直し
 - ・ 平成30年10月1日単価より 純工期の見直し(日数増) 週休2日用の早見表作成

【工期設定において、下記条件を考慮】

- 建設工事従事者の休日(<u>週休2日</u>等)
- ・労務・資機材調達等の準備期間、現場の後片付け期間
- ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数等

【土木工事標準積算基準書(参考資料) [近畿地方整備局]の改定】を準拠

2 週休2日制度の推進①



(1)取組の目的

- 工事現場における労働環境の改善
- 休日を拡大する雰囲気の醸成
- ・ 将来の担い手 (若手・女性技術者等)の確保

(2) 取組の経緯

- 平成26年度から試行開始
- ・平成29年度より、原則全ての工事を対象に受注者申告制を導入
- ・平成30年10月より、原則全ての工事を対象に発注者指定型を導入
- 令和3年4月より、月2日を上限に土日を平日に振替え可能

2 週休2日制度の推進②



(3)取組内容

- ① 対象工事
 - H30.10より 原則、全ての工事※が発注者指定型
 - ※ 総価契約単価取決方式による工事、点検・清掃・除草等の 作業、早期復旧・早期開通を必要とする工事は対象外
- ②工事成績における評定 現場閉所の達成状況に応じて評定※する。

(考査項目別運用表:総括監督員の工程管理欄にて評価)

※R5.10.1~ 評定方法の変更(従前は、主任監督員の創意工夫欄で加点)

≪現場閉所の達成状況≫

現場閉所日数(平日振替日※を含む)を現場稼働中の土曜・日曜の全日数で除し、

- 少数点以下を四捨五入する。
- ※悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、 1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に<u>振り替えることを可能とする</u>。

2 週休2日制度の推進③



(3)取組内容

③ 諸経費等の補正

<u>当初予定価格</u>に4週8休を達成した場合の補正係数を乗じる。

(達成状況を確認後、達成状況に応じて変更時に減額)

※R5.10.1 から変更 (従前は、最終設計変更時に対応)

4 確認方法

工事履行報告書により確認

5 施工時期の平準化

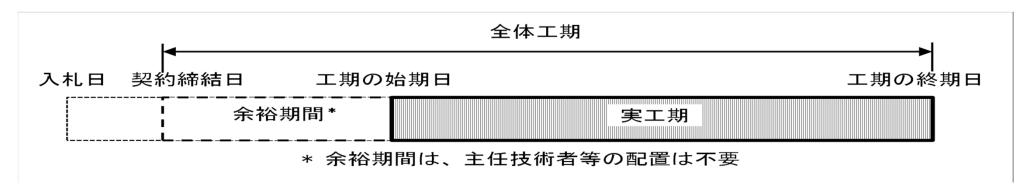


- ■発注や施工時期の平準化
 - ①債務負担行為の積極的な活用
 - ②柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)
 - ③積算の前倒し
 - 4早期執行のための目標設定
 - ➤ 発注・施工時期等の平準化を図る

6 余裕期間制度の活用①



- (1)取組の目的
 - ・受注者の円滑な工事施工体制の確保
 - ・工事着手前の、労働者の確保、建設資材の調達
- (2) 取組の経緯
 - 平成31年2月25日以降の入札公告から原則活用
- (3)取組内容
 - ① 余裕期間
 - 契約締結日から工期の始期日までの期間
 - 発注者が設定する余裕期間は60日を超えない範囲 ※令和4年度補正予算で発注する土木工事に限り、「120日を超えない範囲」に拡大

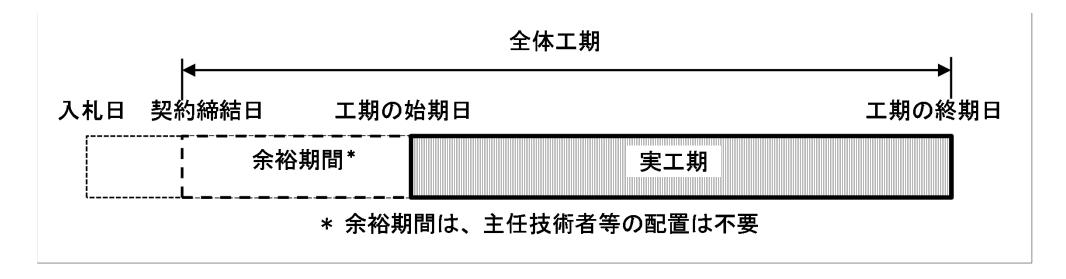


6 余裕期間制度の活用②



(3)取組内容

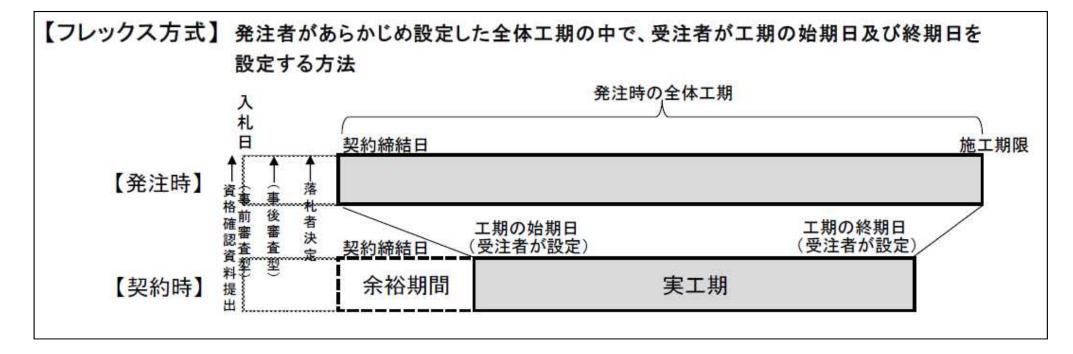
- ② 余裕期間内について
 - 主任技術者等を配置することを要しない
 - 現場代理人は配置することを要する
 - 現場に搬入しない資材等の準備が可能
 - ※ 現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手は行えない (測量を含む)



6 余裕期間制度の活用③



- (3)取組内容
 - ③ 余裕期間制度の方式
 - 発注者指定方式
 - 任意着手方式
 - ・フレックス方式
- → <u>約9割※がフレックス方式を採用</u> ※令和3、4年度の実績



その他



■取組内容

- ・工事書類作成の手引き
- 快適トイレ
- 熱中症対策に資する現場管理費の補正(試行)

<兵庫県HP(土木の技術管理に関すること)>

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/gijyutsukannri.html



QRコード(土木の技術管理に関すること)